

近畿大学校友会役員選考基準

(役員を選出)

第1条 近畿大学校友会会則第9条の役員を選出は、この役員選考基準によるものとする。ただし、この基準に属さない事項については、会長の判断に委ねるものとする。

(常任幹事及び幹事を選出)

第2条 常任幹事及び幹事を選出は、次の基準により行う。

2 幹事を選出する際には、次の各号に基づいて選考するものとする。

(1)新幹事は、次の候補者の中から選出する

ア 過去2年間の卒業生のうち、母校及び校友会より各賞を受賞した者

イ 新年度の卒業生のうち、学生部から推薦のあった者

ウ 会則第22条の支部及び会則第23条の同窓会から推薦のあった者

エ 校友の各種団体から推薦のあった者

(2)任期(2年)満了に伴う再任については、過去2年間の幹事会議及び各種会議・総会等への出席状況に基づくものとする

ア 任期中の幹事会議2回のうち、1回以上出席した者を再任とする

イ 任期中の各種委員会議その他の会議等に1回以上出席した者を再任とする

ウ 任期中の幹事会議及びその他の会議等に連絡なく全て欠席した者は不再任とする

(3)幹事を選出する際には、次の各項に特に配慮するものとする

ア 1学年、1学科、おおよそ3名以内を基準とする

イ 支部推薦の人員数については、支部会員総数を基にするのではなく、日常の活動会員数(又は支部総会の出席者数)の5%以内とする。ただし、支部長は含めないものとする

ウ 特定の支部、特定の団体、特定の同窓会等に偏らないこととする

3 常任幹事を選出する際には、次の各項に基づいて選考するものとする。

ア 校友会役員のうち、副幹事長、会計、会計監事の役職にあった者

イ 幹事として2年以上の経験を有し、かつ各種委員会の委員として活躍した者

ウ 幹事として4年以上の経験を有し、校友会の各種団体から推薦のあった者

エ 常任幹事で任期中、各種の会議に1回以上出席した者は再任とする

(会則第9条第3項の役員を選出)

第3条 会則第9条第3項による役員(会計監事を除く。)の指名については、常任幹事を経験した者で次の各号の一に該当するものとする。

(1)校友会及び各同窓会の目的を達成するための、公平かつ真正な判断と尽力をする者

(2)校友会役員を長年経験し、校友会運営と支部活動について良く熟知している者

(3)同窓会役員を長年経験し、同窓会運営について良く熟知している者

2 会計監事の指名については、校友会役員のうちその任に適した者。

3 会則第9条第3項の役員(会計監事を除く。)の指名については、特定の団体等に偏ってはならない。

4 会則第9条第3項の役員(会計監事を除く。)の指名については、会則第11条の規定にかかわらず原則として連続3期までとする。

第4条 この役員選考基準の改正については、近畿大学校友会会則第5章第16条の規定を準用する。

附則

本役員選考基準は、平成8年5月13日から施行する。

附則

本役員選考基準の改正は、平成14年4月30日から施行する。

附則

本役員選考基準の改正は、平成17年5月14日から施行する。

附則

本役員選考基準の改正は、平成23年8月26日から施行する。